

藤岡市農業委員会
令和2年第6回
定例会議事録

令和2年6月5日招集

令和2年藤岡市農業委員会第6回定例会議事録

令和2年6月5日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和2年藤岡市農業委員会第6回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第36号 農用地利用配分計画（案）について

議案第37号 農業委員会の適正な事務実施について

報告第11号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第12号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

1 番 折茂 高弘	2 番 堀米 幸子	3 番 関根 隆雄	4 番 福田 俊太郎
6 番 浦部 隆	7 番 生方 康正	8 番 平井 正子	9 番 中村 勉
10 番 岩下 次夫	11 番 秋山 幸夫	12 番 浅見 健司	13 番 黒澤 義雄

[欠席農業委員]（1名）

14 番 高田 孝雄

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

事務局 長	秋山 弘和	事務局 次長	高田 克巳
次長補佐兼係長	岸 憲彦	主 任	牧 眸美
主 事	松本 峻		

（開 会 13時35分）

事務局次長

ただ今より令和2年第6回定例会を進行させていただきます。

本日も新型コロナウイルスの感染症拡大を防止する観点から、推進委員さんにはご出席をご遠慮いただいております。また、下審査につきましても、東庁舎3階大会議室を用意させていただいておりますので、1班の委員さんにつきましては休憩に入りましたら移動をお願いします。

それでは開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和2年第6回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員12名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。9番中村委員、10番岩下委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は、下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時36分 休憩)

(13時58分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から3番の3件です。

整理番号1番は、市外の法人が、岡之郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,396㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号2番は、市外の法人が、森新田の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は710㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号3番は、鬼石のKさんが、鬼石の農地を売買で取得し、貸露天駐車場用地として転用するもので、面積は144㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第34号整理番号1番から3番について1班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第34号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第34号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第34号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第34号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 転用理由を見ると、付近のアパートや近隣住民のための貸露天駐車場を造りたいとありますが、144㎡で何台位停められるのか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 計画では3台とあります。

議長 他にございますか。
(異議なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第34号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第34号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号4番から6番の3件です。

整理番号 4 番は、市外の法人が、岡之郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,315 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市内の法人が、金井の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 4,570 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市内の法人が、下日野の農地を売買で取得し、モデル庭園及び造園用資機材置場用地として転用するもので、面積は 1,988 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 34 号整理番号 4 番から 6 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 34 号整理番号 5 番は面積が 3,000 m²を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 6 番

について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、議案第 35 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、議案第 35 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 35 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第 35 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 36 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、議案第 36 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、議案第 36 号農用地利用配分計画（案）について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第 36 号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、議案第 37 号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局

議案第 37 号農業委員会の適正な事務実施について、ご説明いたします。議案書の 9 ページになります。農業委員会の適正な事務実施について、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和 2 年

度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を作成したので農業委員会の決定を求めるというものであります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 37 条及び同法施行規則第 15 条第 1 項の規定により、毎年 6 月 30 日までにホームページ等において農業委員会事務の実施状況等を公表しなければならないとされています。このことによりまして、案を作成いたしました。議案と一緒に送付させていただきました資料の別紙様式 2、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）をご覧ください。

1 ページ、農業委員会の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）ですが、1 農業の概要の数値については 2015 年農林業センサス等の統計調査を基に記入してあります。2 農業委員会の現在の体制は、新制度により現在の農業委員・推進委員さんの状況でございます。

次に 2 ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化ですが、1 現状及び課題（平成 31 年 3 月現在）の現状は、管内の農地面積 1,832ha、これまでの集積面積 609ha、集積率で 33.24%です。課題については記載のとおりであります。続きまして、2 令和元年度の目標及び実績は、集積目標 636ha、集積実績 626ha、そのうち新規実績 28ha、達成状況は 98.43%です。続きまして、3 目標の達成に向けた活動と 4 の目標及び活動に対する評価については記載のとおりです。

次に 3 ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1 現状及び課題、新規参入の状況は 28 年度 3 経営体で農地面積 1.1ha、29 年度新規参入 6 経営体で農地面積 5.9ha、30 年度新規参入 6 経営体で農地面積 2.6ha という状況です。課題については記載のとおりです。2 令和元年度の目標及び実績は、参入目標 2 経営体、目標面積 0.5ha、参入実績ですが 6 経営体、実績面積は 3.3ha、達成状況ですが目標値で 300%、面積で 660%という実績になっています。3 の目標の達成に向けた活動及び 4 の目標及び活動に対する評価については記載のとおりです。

4 ページをご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価ですが、1 現状及び課題（平成 31 年 3 月現在）は管内の農地面積 1,886ha、遊休農地面積 54ha、割合は 2.86%が現状になります。課題は記載のとおりです。2 令和元年度の目標及び実績は解消面積 2ha、解消実績 5.1ha、達成状況 255%という実績です。3 の目標の達成に向けた活動の計画ですが、計画については記載のとおりです。実績については実際に推進委員さんに調査を行ってもらい、調査により遊休農地化している農地の所有者に対し農地の利用意向調査を行いました。過去に利用意向調査を行ったものを除き、実績として 14 人 16 筆となっております。4 の目標及び活動に対する評価については記載のとおりとなっております。

次に 5 ページをご覧ください。違反転用への適正な対応、1 現状及び課

題（平成 31 年 3 月現在）の現状は管内の農地面積 1,832ha、違反転用面積はゼロです。課題については記載のとおりです。2 令和元年度の実績はゼロです。3 の活動計画・実績及び評価については記載のとおりです。

次に 6 ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、1 農地法第 3 条に基づく許可事務は 1 年間の処理件数で 26 件、うち許可 26 件、不許可ゼロ件です。点検項目及び内容については記載のとおりです。次に 2 農地転用に関する事務ですが、1 年間の処理件数 158 件、内訳は 4 条許可が 16 件、5 条許可が 142 件です。点検項目及び内容については記載のとおりです。

次に 7 ページをご覧ください。3 農地所有適格法人からの報告についてですが、こちらは事業の状況の報告になります。管内の農地所有適格法人の対象は 20 法人でした。実施状況は記載のとおりとなっています。次に 4 の情報の提供等ですが、点検項目としては賃借料情報の調査・提供、農地の権利移動等の状況把握、農地台帳の整備等を行いました。実施状況の内容につきましては記載のとおりとなっております。

次に 8 ページをご覧ください。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、こちらは特にありません。次に事務の実施状況の公表等ですが、こちらはホームページで公表しております。

続きまして別紙様式 1 をご覧ください。1 ページは令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）になります。農業委員会の状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）ですが、1 農家・農地等の概要について、こちらも 2015 年農林業センサス等の統計調査を基に記入してあります。2 農業委員会の現在の体制については新制度による現在の農業委員・推進委員さんの状況になります。

続きまして 2 ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化ですが、1 現状及び課題（令和 2 年 3 月現在）の現状ですが、管内の農地面積 1,826ha、これまでの集積面積 626ha、集積率 34.28%です。課題については記載のとおりです。2 令和 2 年度の目標及び活動計画は集積面積で 653ha、うち新規集積面積は 27ha、目標設定の考え方及び活動計画については記載のとおりです。次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1 現状及び課題、新規参入の状況ですが、29 年度新規参入者数 6 経営体、農地面積で 5.9ha、30 年度新規参入者数 6 経営体、農地面積で 2.6ha、令和元年度新規参入者数 6 経営体、農地面積で 3.3ha という状況であります。課題については記載のとおりです。2 令和 2 年度の目標及び活動計画ですが、参入目標の計画は 2 経営体、目標面積は 0.66ha になります。活動計画については記載のとおりです。

続きまして 3 ページをご覧ください。遊休農地に関する措置ですが、1 現状及び課題（令和 2 年 3 月現在）の現状は管内の農地面積 1,879ha、遊

休農地面積 53ha、割合で 2.82%です。課題については記載のとおりです。2 令和 2 年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積 2ha、考え方については記載のとおりとなっています。活動計画ですが、利用状況の調査として調査員数 18 人、調査の実施時期 8 月から 9 月、調査結果の取りまとめ時期 9 月から 10 月、調査方法については 1 から 4 に記載されているとおりになっています。農地の利用意向調査として、実施時期を 10 月から 11 月、調査の結果取りまとめ時期を 11 月から 12 月という予定にしております。続きまして違反転用への適正な対応ですが、1 現状及び課題（令和 2 年 3 月現在）の現状ですが、管内の農地面積 1,826ha、違反転用面積はゼロです。課題については記載のとおりです。2 令和 2 年度の活動計画ですが、①利用状況調査とあわせて無断転用の調査を行い、違反転用者には是正指導を行う。②農業委員会だよりや市広報誌等により違反転用防止の啓発を実施する、としました。以上で説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 　　ただ今、議案第 37 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひいたします。

議長 　　福田委員どうぞ。

福田委員 　　令和 2 年度の新規参入者の目標が 2 経営体となっているんですが、これは具体的な新規参入者が見込めるのでこの数字になっているのか、それともあえて数値を抑えているのですか。

議長 　　事務局より説明願ひます。

事務局 　　こちらの目標の数値ですが、「藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を平成 30 年 2 月定例会に提案のうへ制定しておりまして、令和 5 年度までの 6 年間の計画となっています。この中で新規参入の 1 年間の目標を 2 経営体としていますので、この指針を基に目標数値を設定させていただいております。

議長 　　よろしいですか。他にご意見はございますか。
（意見なし）

議長 　　他に、意見もないようですので、採決します。議案第 37 号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願ひします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 37 号農業委員会の適正な事務実施については原案のとおり決定します。続きまして、報告第 11 号・12 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、報告第 11 号・12 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和 2 年第 6 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 14時31分)